

8 条例第6条第3項第1号の基準

(1) 共通基準

- ア 物件の両端等から突き出ないものであること。
- イ 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- ウ 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。
- エ 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- オ 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- カ 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- キ 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- ク 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

(2) 個別基準

- ア 第1種特別規制地域、第2種特別規制地域又は第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合
 - (ア) 表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その平面の面積の5分の1以内であること。ただし、その平面の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。
 - (イ) 表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その平面の面積の10分の1以内であること。ただし、その平面の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。
- イ アに掲げる地域以外の地域において表示し、又は設置する場合
 - (ア) 表示面積は、表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の5分の1以内であること。ただし、その平面の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。